

公益社団法人 日本気象学会
気象集誌論文賞選定規程

制定 平成 21 年 (2009 年) 11 月 25 日
改正 平成 25 年 (2013 年) 4 月 30 日
改正 平成 26 年 (2014 年) 7 月 17 日
改正 令和 4 年 (2022 年) 9 月 16 日

- 1 気象集誌編集委員会 (以下、「編集委員会」という。) は、前 1 年間に気象集誌に掲載された論文の中から、毎年数編優秀な論文を選定し、顕彰する。
- 2 論文賞の名称を「気象集誌論文賞」とする。その英語名を「JMSJ Award」とする。
- 3 気象集誌論文賞受賞論文の選定は、編集委員会にて以下の手続きで行う。
 - (ア) 気象集誌論文賞 (以下、論文賞) の対象論文は、Article および Note and Correspondence とし、Review Article は含めない。特集号・特別号掲載の論文も対象とする。
 - (イ) 論文を担当した編集委員は、論文賞候補として推薦する場合には、評価書を編集委員会に提出する。
 - (ウ) 前項 (イ) の推薦のほか、各編集委員は掲載論文の中から優秀な論文を選定し、編集委員会に推薦することができる。
 - (エ) 推薦された論文について、編集委員会委員全員で投票を行う。全投票数は編集委員総数の 4 分の 3 以上でなければならない。投票により原則として上位 2 編までの論文を論文賞論文と決定する。
 - (オ) 編集委員長は、1 月末までに選定結果を、選定理由を添えて理事長に報告する。
- 4 気象集誌論文賞は賞状とし、編集委員長名で全著者に対して送付する。気象集誌、「天気」および気象学会のホームページに和文と英文で著者名と論文名、リンク先を掲載する。
- 5 本規程は、編集委員会が必要と認めた時には改訂し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 （平成25年4月10日 理事会議決） 規定から規程に変更し、平成25年4月10日から施行する。
- 2 本規程は、平成26年7月17日から施行する。
- 3 本規程は、2023年発行の第101巻以降を対象に、令和4年9月16日から施行する。